

災害への備え

事前の備え



わが家の安全点検



ご家族の命を守るために
耐震性を確保しましょう。

住宅の耐震診断・
耐震改修・家具類の
固定・ガラス飛散防
止フィルムの張付け
等を行う。



町内会行事への参加

地域の人々と交流を深める。



防災訓練への参加

地域等で行われる防災訓練に、
積極的に参加する。



家族で防災会議

お互いの連絡方法、避難場所の
確認をする。



水・食料などの備蓄

3日分以上(可能な
限り1週間分程度)
の飲料水・食料等を備
蓄しておく。ラジオ、
懐中電灯、衣類等を
準備する。



備蓄の目安
1人1日3ℓ 3日分必要



避難場所の確認

避難所や近くの避難場所などを、現地に行って自分の目で確認して
おきましょう。また、安全に避難場所などに向かうことができるか、経路を
調べておくことも必要です。

また、勤務先近くの避難場所なども調べておくとよいでしょう。

ご存知ですか？ 県市町村ではこんな補助をしています！

木造住宅の無料耐震診断



昭和56年5月31日以前に着工され
た木造住宅の無料耐震診断を実施し
ています。

木造住宅耐震改修助成



市町村の無料耐震診断等を受け、
「倒壊の可能性がある」と診断され
た木材住宅を対象に耐震改修費の一
部を補助します。補助金額や補助率
は市町村により異なります。

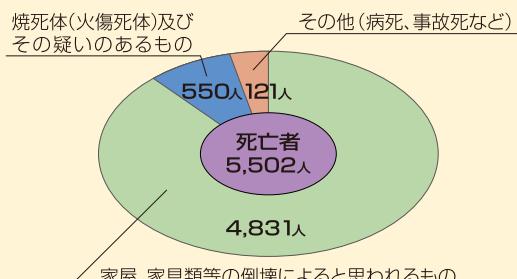
段階的耐震改修・木造住宅耐震シェルター整備費補助

減災化の促進対策として、通常の耐震改修工事を二段階に分け
て行う段階的耐震改修工事や、安心な空間を確保できる耐震シ
ェルターの整備費用に対する補助を行う市町村があります。

※一部の市町村では、非木造住宅についても、耐震診断や耐震改修の補助を行っています。また、通常の耐震改修工事を二段階に分け行う段階的耐震改修工事や安全な空間を確保でき
る耐震シェルターの整備費用に対する補助を行う市町村がありますので、詳しくは市町村耐震担当窓口にお尋ね下さい。

※ 昭和56年(1981年)6月1日の建築基準法改正により、
耐震設計基準が見直され、これ以降の耐震設計基準による
建物は、阪神・淡路大震災においても被害は少なかったと
されています。

阪神・淡路大震災における死因



家屋、家具類等の倒壊によると思われるもの

平成7年4月24日警察庁調べ